

(豊中市伊丹市クリーンランド議会 平成29年度予算審議)

【行財政改革について】

(質問)

平成20年度の行財政改革大綱の策定以降、新行財政改革プランの取組みを進め、昨年度、一定の総括がなされました。昨年の決算審査の際に、新たなプラン(第3次改革プラン)の策定については、新ごみ焼却施設の運営経過を踏まえながら、必要性を検討していくとされていましたが、新ごみ焼却施設の運営状況の評価と、第3次改革プラン策定の必要性についてあらためて見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

クリーンランドの新・行財政改革プランにつきましては、昨年度、全ての項目において取組みを完了及び継続中と評価し、一定の総括をさせて頂きました。

新ごみ焼却施設の運営状況につきましては、現在のところ概ね運転計画どおり焼却ができており、環境面においても基準値を満たすとともに、高効率発電を維持するなど、施設の安定的な稼働ができているものと評価しております。

さらに、スリー・R センターを含めたモニタリング業務や新施設を最大限に活用した積極的な市民との交流、環境負荷低減に向けた職員の行動評価や技能・技術の向上など、より高いレベルをめざして継続的な取組みを行っております。

新たな行革プランにつきましては、こうした取組み状況などを踏まえ、その必要性を検討してまいります。それぞれの取組みは、行革プランに沿ったものとして、クリーンランドの日々の業務の中に定着し、かつ着実に継承されております。

(意見・要望)

新ごみ焼却施設の運営状況については、現在のところは安定的な稼働が出来ているとの評価を伺いました。ただ、個人的には、これまでの行財政改革の取組みで、歳入の増加や歳出の削減、職員数の適正化や適正配置など様々な成果を挙げられてこられた一因として、行財政改革大綱及び、具体的な取組み項目や年次目標が掲げられた新・行財政改革プランの存在があると思っています。財政面や人事面だけでなく、職員の方々の技術の伝承や市民との交流などより一層の成果や効果を継続的に的確かつ明確に上げていくためにも、また、市民にとっても各取組みの達成状況が把握しやすいと思いますので、新たなプランを是非とも策定して頂きたいと強く要望しておきます。

【人材育成計画の策定について】

（質問）

人材育成計画について伺います。以前から、現在の資格・免許保持者が適正数ではない状況にあることを認められ、今年度中には人材育成にかかる計画を策定するとされてきました。その計画は策定されたのでしょうか。また、その計画に基づき、様々な取組みをされることと思いますが、来年度以降、どの程度の資格、免許保持者の確保を目指しておられるのか、抱負も含めてお聞かせ下さい。

＜答弁＞

クリーンランドにおける人材育成計画ですが、その主旨は、施設の安心安全で安定した稼働体制を将来にわたって自律的に継続するために、必要となる資格・免許の取得と取得者の配置を計画的に行うことであります。

現在、取得が求められる資格・免許ですが、施設に対し設置義務などがある資格のうち特に取得者が少ない電気主任技術者につきましては、2名以上の第3種主任技術者。同じく取得者が少ないボイラー・タービン主任技術者の複数名の配置であります。また、他の業務上必要な資格・免許も含め取得した人材を計画的に配置できるよう現状や課題を整理するとともに、今後の対策について取りまとめているところであります。

（意見・要望）

資格取得者の確保は持続的な施設の稼働に不可欠なわけですので、人材育成計画に沿って、着実かつ確実に実施し、配置できるようにして頂きたいと思えます。加えて、これまでも提案してきましたが、現在、実施されている資格取得に向けた支援だけでなく、資格取得した際のインセンティブとしての給与等への反映なども是非とも前向きに検討頂きたいとあらためて要望しておきます。

【等級別職員数について】

（質問）

予算説明書のP. 42の等級別職員数についてですが、平成28年1月1日時点と比べて、平成29年1月1日時点では、一般行政職と技能労務職の割合がかなり違います。今年1月1日時点では、技能労務職員が3人しかいませんが、その理由を教えてください。また、昨年1月1日時点において、クリーンランドには局長は不在だったことになっていますが、その理由を教えてください。

＜答弁＞

一般行政職と技能労務職に係る前年度比の割合につきましては、技能労務職から一般行政職への職種変更に伴い前年度比率の割合に違いが生じたものでございます。また、平成28年1月1日時点における、1等級の職員数につきましては、平成28年度予算を算定するにあたり、平成28年度に在職する職員を算定根拠とするため、その定数に則し、1等級の職員数の欄に職員が記載されていないものでございます。

（質問）

技能労務職から一般行政職への職種変更に至った経緯と理由を教えてください。加えて、職種変更を行ったことによるメリット、デメリットをどのように感じておられるのか教えてください。

＜答弁＞

クリーンランドにおきましては、新ごみ焼却施設の竣工を控え安定稼働を継続的に行うには、これまでの技術の継承とともに新たに高度な技能・技術力等が必要となることから、技能職員を対象に技術職に相応しい能力があるということを実証する試験選考により、技術職員への職種変更を行ったものです。

職種変更により、安定的な施設運営を行えること。また、施設の運転・維持管理に必要な高度な技能・技術力の向上が図られ、かつ、職員の適材適所による職員配置が図られるものと考えております。

（意見・要望）

局長は存在するのに、局長（1等級）の職員数の欄に記載されていない理由については、分かったようでイマイチ分からず、実態にあった記載方法が出来ないものかと思えます。技能労務職から一般行政職への職種変更については、現場の状況や今後を見据えた対応であることを事前の説明からも理解しました。今後、職種変更のメリットが一層、あらわれてくることを期待しておきます。

【施設使用料について】

（質問）

施設使用料が、実際の処理経費とかなりかい離しており、受益者に対し、原則としている処理原価に相応する額の負担を求め、より一層、歳入増加を図るべきと再三再四、指摘してきました。クリーンランドとしても「処理原価に相応する額の負担を求めることを原則として、使用料の改定を検討していく」と過去に答弁してきました。昨年の予算審議の際には、施設使用料は現在、10キログラムあたり87円に対し、「クリーンランドにおける処理経費は、焼却施設では10キログラムあたり106円、リサイクルプラザでは不燃ごみの処理経費が197円となっている」と答弁され、加えて、「新焼却施設が稼働後の処理経費の推移を見極め、改定の必要性等の検討を行う」と答弁されました。まず、新焼却施設が稼働後の処理経費はいくらだったのか教えて下さい。また、あらためての確認ですが、クリーンランドとしては、現在の施設使用料が、処理経費と比べてかなり安く設定されている状況においても、未だに施設使用料の改定の必要性を検討する段階なのでしょうか。いつ改定をするかを検討する段階にあるのではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

新焼却施設における処理経費ですが、現在は稼働開始年度途中であることと、瑕疵担保期間であるため正確な数値の算出はできません。

このため、施設使用料の改定につきましては、新焼却施設の瑕疵担保期間である2年が経過し処理経費が確定された後、近隣市の状況を踏まえつつ検討を行ってまいりたいと考えております。

（質問）

これまでも「処理原価に相応する額の負担を求めることを原則として、使用料の改定を検討していく」と答弁し続けてきたにもかかわらず、相変わらず、処理原価と使用料のかい離を改定しようとせず、税金での負担をし続ける理由を教えてください。具体的に、いつ、処理原価と使用料のかい離を無くすため使用料の改定を行うのか、具体的な期日を明確に教えてください。更に、「近隣市の状況を踏まえつつ検討を行う」と答弁されましたが、近隣市の状況を考慮する理由と必要性を教えてください。

＜答弁＞

ごみ処理施設使用料の改定については、処理経費と受益者負担の公平性確保の観点から実施致しますが、新焼却施設の瑕疵担保期間が経過し、平成30年度の処理経費が31年度に確定しますので、それ以降に豊中市の条例改正や両市の商工会議所、許可業者や事業者への説明会などの周知期間が必要になってまいります。平成29年度は、使用料の改定が可能な限り早急に実施できるよう、こうしたスケジュールや必要な手続きなどについて検討を行ってまいります。

また、近隣市の状況は、市民や事業者の皆様にご理解とご協力をいただく上で、必要不可欠な要素の一つであり、施設利用者の不公平感の解消やごみの不正搬入

防止の観点から、検討を行う時には参考にする必要があると考えています。

(参考)施設使用料の改定時期につきましては、両市関係部局との協議会及び理事会での審議が必要となるため、未審議であります現段階での答弁については、ひかえさせていただきます。

(意見・要望)

施設使用料についてですが、これまでも何度も処理経費とのかい離について問題提起し、改定の必要性については認めてこられたと思います。施設使用料を処理経費と同額に改定するだけで、年間1億円以上の歳入の増加が見込めると思います。言い換えれば、これまでずっと、1億円以上もの無駄な税金の支出を続けてきたのです。原則、施設使用料は、処理原価に相応する額にすることが望ましいとの認識はお持ちであると思いますので、明らかにかい離している現状を直視し、問題の先送りばかりをせず、歳入増加を図ることも含めて、早急に施設使用料を処理経費同等額に改定することを強く求めておきます。

今後もこの問題の先送りをされたら困りますので、念のために言うておきますが、先程の答弁で、「平成29年度は使用量の改定が可能な限り早急を実施できるようにスケジュールや必要な手続きなどについて検討を行っていく」とのことでしたが、どれだけ遅くても平成31年度の処理経費が31年度には確定する訳ですので、31年度には施設使用料を確定された処理経費と同額にするべきだと思います。そのために、「平成30年度の処理経費が31年度に確定してから豊中伊丹両市の商工会議所、許可業者、事業者への周知期間が必要」とのことでしたが、周知は今からでも出来るはずで、「平成30年度の処理経費が31年度に確定したら、施設使用料は処理経費と同額に改定します」とすぐにでも広報を始めてもらいたいと思います。さらに、「近隣市の状況を踏まえることは、市民や事業者理解と協力を頂く上で、必要不可欠な要素の一つ」とか、「ごみの不正搬入防止の観点」といった答弁がありましたが、市民や事業者理解を求めるときに最優先しなければならないのは近隣市の状況ではなく、廃掃法に規定されている排出者責任の原則です。また、近隣市よりも施設使用料が安すぎれば、ごみの不正搬入があるかも知れませんので、ごみの不正搬入を意識しなければならないのは、施設使用料が安すぎる場合に近隣市の状況を考慮する必要はあると思いますが、施設使用料を処理経費と同額にしようとする今回の件では、近隣市の状況やごみの不正防止などは全く関係ない話だと思います。いずれにせよ、色々と言いつつ問題の先送りする口実を述べられ続けていますが、納税者のための早急な決断と実行を強く要望しておきます。

【再資源化経費について】

（質問）

来年度の再資源化経費と売却等金額の収支差益の合計はいくらの赤字を見込んでいるのか教えてください。今年度と比べて来年度の有価物売却収入は約1660万円減少すると見込まれていますが、有価物の売却収入が年々減少している一方、再資源化経費はそれほど変わらず、結果として、収支差益の赤字額は年々増大しているように思います。そのことに対する見解をお聞かせ下さい。

また、平成28年度から豊中市が持ち去り禁止規定を施行したことで、缶類や古紙・古布の搬入量がかなり増えているようで、スチール缶やアルミ缶の有価物売却収入は今年度と比較して来年度は増加すると見込んでいる一方、古紙・古布の売却収入は今年度と比較して約1/3程度になると見込まれていますが、その理由を教えてください。

＜答弁＞

平成29年度予算上における、再資源化経費と売却等金額による収支差益は、3億8777万円と見込まれます。

クリーンランドとしましては、再資源化事業を継続するために、経済的な観点も重要であると考えておりますが、循環型社会の構築という環境行政に対する社会からの要請に添えていくため、市民の皆様にご理解、ご協力を得ながら再資源化事業を、今後も推進してまいります。

また、平成29年度の古紙・古布の売却収入が、平成28年度予算と比較して低くなっていることにつきましては、豊中市からクリーンランドへの古紙・古布の搬入計画量が減少しているためでございます。

（参考）平成28年度の再資源化経費の予算額は、総額4億3502万8千円。そのうち、プラスチック製容器包装にかかる経費は2億1734万9千円、昨年度の予算額と比較して52万円の減。

また、再資源化経費と売却等金額の収支差益は、3億6393万5千円のマイナスが見込まれる。

（質問）

約3億9000万円もの収支赤字を見込んでいるにもかかわらず、経済的な観点も重要であると考えているとの答弁は矛盾があると思いますが、約3億9000万円もの収支赤字は経済的な観点を考慮しても妥当な出費と考えているのか、税金の無駄遣いではないのか、見解をお聞かせ下さい。収支差益の赤字額がこれだけ莫大な額となり、かつ、年々増大し続けていることに対して、経済的な視点からどのように考えておられるのか、簡潔にお答え下さい。

＜答弁＞

クリーンランドでは、予算編成方針として一層の経費の節減と適正化に努め、

低コストで安定的な施設運営を遂行することを基本として掲げ、設備の維持管理や各物品の在庫管理の徹底を図り節減に繋げるなど、計画的な予算執行に努めていく所存でございます。

一方、新規や既存の各事業においては、費用対効果の観点と併せて当該事業のもたらす成果が重要であると考えます。この再資源化事業につきましては、豊中市と伊丹市だけの固有の施策ではなく市域を超えた大きな視点から、循環型社会の構築をめざして取り組んでいくことにより成果が現れるものであり、引き続き、分別の徹底によりリサイクル事業を推進してまいります。

(意見・要望)

約3億9000万円もの収支赤字を見込み、年々、収支赤字額が増加していることを踏まえても、さほど問題視されず、改善する気が全くないというのは、豊中、伊丹両市民は本当に不幸なことだと思います。いい加減、抜本的な施策転換を行ってほしいと強く意見しておきます。

【売電収入について】

（質問）

予算の概要によると、「高効率発電設備の能力を最大限発揮し売却電力収入の確保を図る」とされていますが、今年度に比べて来年度の売電収入は1800万円ほど減少する見込みとなっています。この要因は何なのか教えて下さい。発電許容能力を最大限活用しても減少となると見込まれているのでしょうか。

＜答弁＞

売電収入の減少要因につきましては、予算策定時に作成した焼却炉の運転計画で、焼却炉の運転日数が昨年度の計画と比べやや少なく、焼却炉の昇降温に伴う発電量がやや減少することと、売電力の参考見積りを取った際、本年度の価格より低い価格の見積りであったことによるものであります。

なお、予算は発電許容能力を最大限活用して計上しているものです。

（質問）

焼却炉の運転日数が昨年度の計画と比べやや少なく、焼却炉の昇降温に伴う発電量がやや減少することを売電収入の減少の一因として挙げられましたが、そうであれば、プラスチック製容器包装等を再資源化ではなく可燃処理すれば発電量が増加し、売電収入の増加が見込めるのではないのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

プラスチック製容器包装を焼却した場合、蒸気量は増加するものの、発電能力を超えた蒸気については発電に反映いたしません。現在、最大限の能力を発揮させ発電を行っていることから、ご指摘を頂いております売電収入の増加にはつながりません。

また、焼却炉の昇降温時は、焼却炉内の耐火物が急激な温度変化に伴い破損することを防ぐため、緩やかな温度変化による昇降温を行う必要があります。

よって、この昇降温時には発電に寄与する発生蒸気量はほとんどなく、発電量の増加には関与しないものであります。

（意見・要望）

売電収入が減少する見込みである原因はよく分かりましたし、現状でプラスチック製容器包装を可燃処理しても、発電量の増加には関与しないことも理解しました。ただ、プラスチック製容器包装を再資源化せず、焼却処理すれば、2億円以上もの経費の削減、言い換えると税金の無駄遣いの抑制は可能ですので、プラスチック製容器包装は早急に焼却処理することを求めています。

【剪定枝の処理について】

(質問)

決算審査の際にも指摘しましたが、剪定枝のチップ化処理に要する費用は非常に高額かつ、実際にチップ化している剪定枝は、全体の数パーセントでしかありません。そこで伺いますが、来年度も不必要に多額の税金を使って剪定枝のチップ化処理を行う予定なのでしょうか。もし行う予定なのであれば、チップ化処理を行う量とその経費、一方で、焼却処理する量とその経費のそれぞれの見込みを教えてください。決算で理論的に問題提起をし、改善を求めましたが、是正に向けての検討はされたのでしょうか。

<答弁>

平成29年度にチップ化処理を行う剪定枝の量は280トン、チップ搬出を240トン予定しております。チップ化処理及び搬送に対する費用は、約1900万円を予算計上しております。このことから、剪定枝1トン当たりのチップ化経費は、約67850円でございます。

一方、剪定枝を焼却する量は、過去4年間の平均では約5600トン、1トンあたりの焼却処理経費は、約9600円でございます。

この剪定枝のチップ化事業につきましては、循環型社会の促進に向け、豊中市と伊丹市、クリーンランドの三者共同による堆肥活用事業を通じた環境学習の取組みとして、今後も推し進めてまいります。

(質問)

剪定枝のチップ化経費と焼却処理経費が算出され、加えて、極々一部の剪定枝しかチップ化しないにも拘らず、豊中市も伊丹市も、クリーンランドも剪定枝の極々一部を多額の税金を浪費して、チップ化することが妥当と判断しているのでしょうか、明確にお答え下さい。堆肥活用事業を通じた環境学習を行うため、チップが必要なのであれば、剪定枝の極々一部をわざわざ多額の税金を投入してチップ化しなくても、造園業者等から安価で入手した方が、歳出抑制につながるのではないかと思います。見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

剪定枝チップ化事業は、平成24年に開設したリサイクルプラザ建設時における整備基本計画の中で、3Rの推進と併せて環境学習機能の充実を特徴とした施設計画の一つとして、両市の公園などから出る剪定枝の一部をごみとして焼却するのではなく、チップに処理し土壌改良剤として市民に活用していただくことを目的に着手した事業であります。処理能力やスペース等の関係から、チップ化処理は剪定枝総量の一部ではございますが、とよっぴー祭りや農業祭など両市のイベントやクリーンランドフェスティバル開催時に土壌改良剤の頒布をはじめ、施設見学ルートでは展示品とともに両市の取組みを紹介するなど、クリーンランドといたしましては、チップ化業務は幅広い市民の皆様に着しているものと考えております。

(意見・要望)

剪定枝のチップ化事業が、循環型社会の促進や、環境学習への貢献はほとんどないと思います。「チップ化業務は幅広い市民の皆様に定着していると考えている」と答弁されましたが、どのようなリサーチをされたのでしょうか。とよっぴーのことすら知らない市民がまだまだいる中で、たとえ、とよっぴーを知っていたとしても、製造過程でチップを使用していること、そのチップが市内の公園などから出る剪定枝から作られていることを知っている市民はほとんどいないと思います。

チップ化している剪定枝は全体のわずか5%程度で、大半は、実にチップ化している剪定枝の20倍の量の剪定枝を焼却処理しているのに、何が環境学習ですか。全体の5%足らずの剪定枝を1トン当たり約67850円でチップ化し、残りの95%強を1トン当たり約9600円(約1/7の経費)で焼却処理しており、環境学習と言うより、算数と言うか、税金の無駄遣いについて学ぶには良いのかも知れません。

平成24年まではチップ化をしていなくても、とよっぴーや土壌改良剤は製造出来ていた訳ですので、チップ化事業を止めてもとよっぴーや土壌改良剤には何の影響もないはずです。加えて、チップを造園業者やホームセンター等から購入すれば、約10000円/トンもあれば十分、入手できるはずです。決算で理論的かつ厳しく指摘をさせて頂いたにも拘わらず、何の改善も見られませんが、改めて、焼却処理を前提とした剪定枝のチップ化事業の見直し並びに、必要なチップは安価で入手して頂くことを強く求めておきます。

【学習メニューの見直し及び来場者の増加について】

（質問）

予算の概要には、新ごみ焼却施設竣工により見学機能が拡充されたことから、これまで以上に効果的かつ親しみやすい学習メニューへの見直しとともに、多様なイベントの開催等により来場者の増加を図ると記載があります。これまで以上に効果的かつ親しみやすい学習への見直しとは、具体的にどのように見直し、学習効果をあげようと考えておられるのでしょうか。また、来場者の増加を図るという点において、クリーンランドフェスティバルは非常に重要なイベントの一つかと思えます。クリーンランドフェスティバルのここ最近の来場者数の推移と、来場者数を増やすために実施してきたこと、新ごみ焼却施設も竣工しましたが、来年度以降、実施を検討している来場者数を増やす策があれば教えてください。

＜答弁＞

新ごみ焼却施設における学習メニューにつきましては、来場者へのアンケート調査を集約・分析して、新たな学習メニューを構築し、充実を図りたいと考えております。特に、主要となる見学ゾーンについては、体感学習型ゲームを設けたり新たな展示物などの掲示を行い、楽しみながら学べる施設として再度見学に来られた方々にも、常に新鮮なメニューが提供できるよう検討してまいります。

次に、クリーンランドフェスティバルの過去5年間の来場者数の推移ですが、平成24年が471人、25年869人、26年694人、27年1081人、28年が1188人となっており、雨天時に開催された平成26年を除くと毎年増加しています。来場者を増やすための取組みとしては、チラシ配布や掲示物の回覧によるご案内、新施設の特徴を活かした展望フロアの開放事業の同日開催、豊中市と伊丹市の小中学生や地元で活動している諸団体に特設ステージを設置して実演して頂くなど、ご家族や地域ぐるみで楽しんで頂ける催しを企画・実施してきました。来年度につきましても、人気の高いリユース品バザーの出展拡大や新たな舞台実演などの検討を行うとともに、来場者の駐車場や駐輪場スペースを確保し、さらなる来場者数の増加につなげて参りたいと考えております。

（意見・要望）

新ごみ焼却施設での新たな学習メニューについては、是非、積極的に充実させて頂きたいと思えます。クリーンランドフェスティバルについては、来場者が増加していることは評価しますし、一定、家族や地域ぐるみで楽しめる企画をされてはきたと思えますが、より一層、家族、親子で参加したくなるような仕掛け、子どもも親も参加や体験できる企画の実施を要望しておきます。今後、駐車スペースも拡がりますし、公園も整備される予定となっており、これまで以上にクリーンランドに足を運んで下さる方が増えるとともに、クリーンランドの事業や業務内容、職員の方々の事を知る機会が増えることを期待しておきます。

【環境影響評価事後調査業務について】

（質問）

今年度の予算審議の際には、新ごみ焼却施設の稼働に伴う「環境影響評価事後調査業務」が重点項目に挙げられていました。環境影響評価事後調査は、新ごみ焼却施設稼働後の環境要素に関して調査を行い、事前の環境影響評価の評価結果との比較や環境保全目標との対比を行い、新たな環境保全措置の必要性の有無を検討するという非常に重要なものと伺っています。昨年度、事後調査計画書を作成し、今年度、計画書により現地調査を行い、来年度、現地調査の結果をもとに分析及び報告書を作成し、公表する予定と聞いていました。まだ分析もされていないにも拘らず、来年度の予算の概要を見ると、環境影響評価事後調査業務が重点事項には記載されていませんが、何故、重点事項から外されたのでしょうか。

＜答弁＞

平成29年度予算の概要をまとめるにあたり、重点事項を28年度の4点から2点に精査、集約いたしました。重点事項内訳には、29年度の重点事項2点に対応する内訳を記載しているため、環境影響評価事後調査業務の記載をしておりません。同業務に関しては、予算の概要の中で主要施策として位置づけており、29年度は現地調査の結果をもとに分析及び報告書を作成し、公表してまいります。

（意見・要望）

環境影響評価事後調査については、近隣住民をはじめ、市民の方々の中には非常に関心度の高い方や問題意識の高い方もおられると思いますし、きっちりとした調査並びに公表や近隣住民への説明を行って頂くことをあらためて要望しておきます。